

廃棄物処理施設における再評価について

事業期間が長期化している公共事業について、事業を所管する各省庁からの要請に基づき、京都市では再評価を実施している。再評価の実施時期については、各省庁が要領等により示しており、多くの省庁では事業採択後10年間経過した時点で再評価を実施することと定めているが、廃棄物処理施設については、環境省の要領に基づき事業採択後5年間経過した時点で再評価を実施することになっている。昨年度の京都市公共事業評価委員会で「環境省の定める事業採択後5年間経過したら再評価を実施するという考え方は他の公共事業に比べ短いのではないか。再評価の時期を見直すよう京都市から環境省に意見を申し入れしていただきたい」という意見書が提出された。

この意見に基づき環境省へ申し入れを行い、下記のとおり回答を得た。

記

1. 日 時 平成21年4月8日（水）午前10：00～10：30
2. 場 所 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
3. 回 答

廃棄物処理施設整備には、計画策定と施設整備の段階があります。

国の予算については、計画策定と施設整備が一括して採択されているため、それぞれの時期がわかりづらくなっています。しかし、廃棄物処理施設事業の事業採択については、計画策定時ではなく、施設整備に着手した時点をもって事業採択として解釈していただきたい。

（一般的に施設整備着手から完成まで5年間は要しない）